

<今号の内容>

1. 公定価格の仮単価表を提示
～子ども・子育て会議（第 15 回）、基準検討部会（第 20 回）合同会議～
2. 障害福祉サービス等報酬改定の検討チームの立ち上げを報告
～厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第 56 回）開催～
3. 「計画相談支援・障害児相談支援の推進について」
4. 平成 27 年度介護報酬改定に向けた議論を開始～社会保障審議会 介護給付費分科会
5. 全社協・平成 26 年度社会福祉法人広報強化セミナーの開催
6. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算ハンドブック」について

1. 公定価格の仮単価表を提示

～子ども・子育て会議（第 15 回）、基準検討部会（第 20 回）合同会議～

5 月 26 日、子ども・子育て会議（第 15 回）、基準検討部会（第 20 回）合同会議が開催され、認定こども園等における公定価格の仮単価表及び利用者負担のイメージが示された。

今回示された「公定価格の仮単価表」は、第 19 回基準検討部会において示された仮単価のイメージをもとに、委員からの指摘を反映して作成された。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行時期について「平成 27 年 4 月に施行する」方針が示され、岡田内閣府副大臣からも「平成 27 年 4 月に施行する方針のもとで、準備を進めていきたい」との発言があった。

事務局からの説明の要点は、以下の通り。

- ・子ども・子育て支援新制度については、予定どおり平成 27 年 4 月に施行する方針の基に取り組む。
- ・平成 29 年度に消費税増収額が満年度化することで財源が確保される予定である「0.7 兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した。
- ・子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するために必要な 1 兆円超の財源に対する差となる 0.3 兆円については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組む。
- ・平成 27 年度の公定価格については、今後準備を進めていく過程でいただく意見を踏まえて調整を図り、確定させていく。
- ・0.7 兆円の範囲内で実施する質改善による仮単価は、経営実態によって異なるものの、平均的な規模の幼稚園、保育所、認定こども園については、現行の 1 施設当た

りの公定価格の総額に比べ 10%～11%ほど増加する。

- ・年齢別学級編制（基本額）については、保育所との均衡を図るため、2・3号のみの幼保連携型認定こども園に関しては設けない。
- ・地域型保育関係の賃借料については、民間の家賃水準を踏まえた地域別の加算水準に見直した。
- ・新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・利用者負担について、地方に裁量があることにより、地域間格差が生じている。保護者が安心して利用できるように、国として、ある程度確立した負担額を示してほしい。
- ・小規模保育事業 B 型の非保育士の年収について、都市部においてフルタイムで働いて 200 万円弱では、ワーキングプアを生み出す仕組みとともとられかねない。きちんと正職員の平均値等から割り出す計算方式を採択してほしい。
- ・長時間保育（11 時間）における人員配置が弱く、今一度検討する必要がある。
- ・これから各地で条例等が制定され、認定こども園へ移行を考える経営者も多いはずである。公定価格についてのシミュレーションソフトの作成を早い段階でお願いしたい。
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、職員は同じ社会福祉事業に従事しているにも関わらず、社会福祉法人と他の経営主体との差はあまりにも不平等である。介護保険においてもイコールフットINGの観点から公的助成が廃止された経緯がある。他の事業主体にも提供するか、廃止するかすべきである。
- ・障害児支援事業に係る報酬単価との整合性のある制度にするべきである。
- ・年齢別学級編制（基本額）は、保育所についても設けるべきである。
- ・幼稚園と保育園では、年間開所日数の差があるので、配慮が必要である。

今回は、6 月 30 日（月）に開催される。子ども・子育て会議と基準検討部会の合同での開催となるかどうかについては未定。

当日資料は、以下の内閣府ホームページに掲載されている。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#ki jun>

2. 障害福祉サービス等報酬改定の検討チームの立ち上げを報告 ～厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第 56 回）開催～

5 月 16 日（金）に、社会保障審議会障害者部会（第 56 回）（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）が開催された。

今回の部会では、①「障害児支援の在り方に関する検討会の関係団体ヒアリング」、②「平成 27 年度障害福祉報酬改定の検討チームについて」、③「障害福祉計画に係る基本

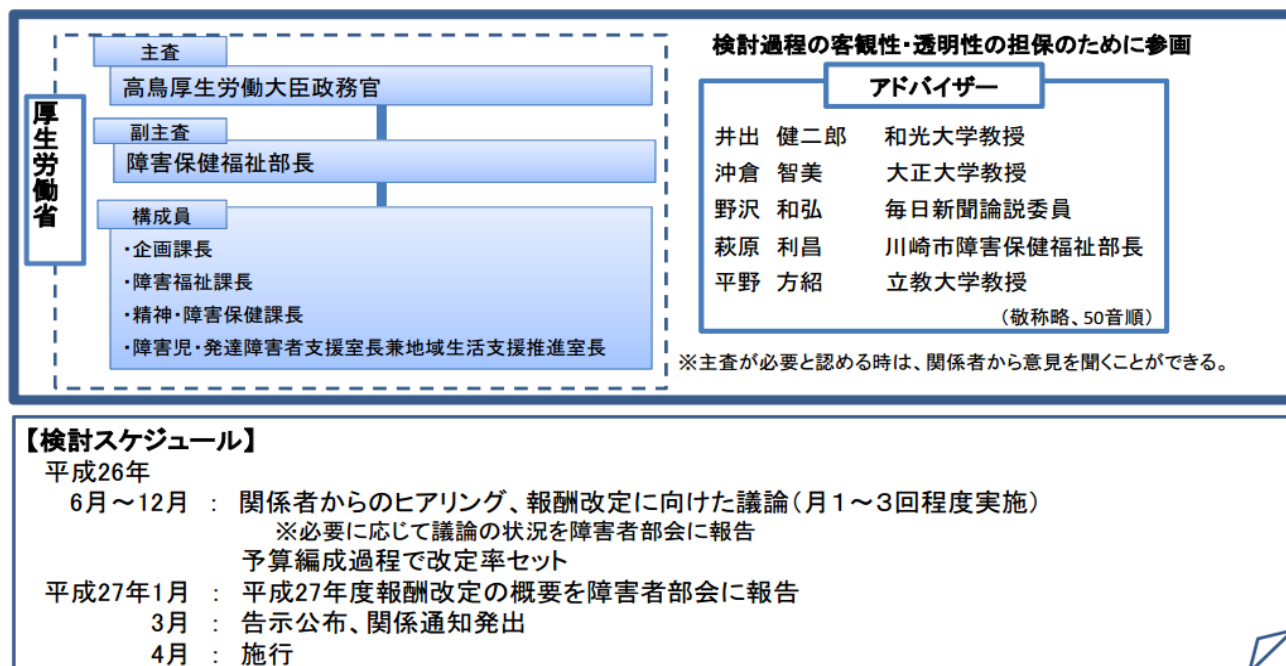
指針」の3点についての報告があった。

①「障害児支援の在り方に関する検討会の関係団体ヒアリング」については、平成24年4月施行の改正児童福祉法により障害児支援の体系再編・一元化が進められた状況等の検証と、児童発達支援センターの役割や障害児通所支援及び入所支援の在り方について検討することを目的として、今年1月から開催されている同検討会（計5回開催）が実施した関係団体ヒアリングにおける主な意見の内容が報告された（検討会報告は7月中とりまとめ予定）。

②「平成27年度障害福祉報酬改定の検討チーム」については、平成27年度報酬改定に向け、障害福祉サービス等に係る報酬の客観性・透明性の向上を図りつつ、必要な検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下、検討チーム）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を得て公開の場で検討を行うことが、事務局より報告された。

検討チームの進め方として、会合は一般傍聴も可能として資料や議事録はホームページ上で公開する、検討チームの議論の状況は障害者部会に報告し、そこで出た意見を検討チームにフィードバックする、障害福祉サービス等経営実態調査の結果（10月末とりまとめ予定）を参考にする、障害者総合支援法施行後3年目途の検討項目や附帯決議の内容も見据えながら検討を進める、との説明があった。

（検討チームの構成および検討スケジュールは以下参照）※当日配布資料より抜粋



③「障害福祉計画に係る基本指針」については、1月に開催された前回の部会において承認された案について、パブリックコメントの手続きを経て、5月15日（木）に告示された内容が報告された。

次回部会（第57回）は7月下旬に開催される予定。当日の資料は、以下の厚生労働省ホームページを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000045987.html>

3. 「計画相談支援・障害児相談支援の推進について」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から、2月27日付で発出した「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について（抜粋）」に関連して、本会宛に事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進について」による協力依頼があった。

障害者総合支援法に基づくサービスの利用に関して、市区町村は、平成27年度より障害者等から支給要否決定にかかる申請があった場合、すべての事例において相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」の提出を求めるようになる。

全例施行は平成27年4月からとなっているが、今年度までは経過措置として、市区町村が認めた場合に同計画を作成することとしている。

現状として、順調に体制整備を進めている自治体がある一方、障害福祉計画における見込み等と比較して低い水準となっている自治体があるため、上記の仕組みを理解するとともに、適切な取り組みを行うよう周知への協力を依頼する内容。

具体的な内容は、別添の事務連絡を参照されたい。

4. 平成27年度介護報酬改定に向けた議論を開始 ～社会保障審議会 介護給付費分科会

5月23日(金)、第101回社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長：田中滋 慶應義塾大学名誉教授）が開催され、平成27年度介護報酬改定に向けて、定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問看護に関する議論が行われた。

各サービスについて、介護保険部会意見書の内容及びサービスの実態等のデータを踏まえ、「主な論点」が資料として示され、議論が行われた。「主な論点」の内容（枠内）と委員からの意見の概要は以下のとおり。

【各サービスに共通する意見】

委員からは、今回の議題となった各サービス個別の課題ではなく、全体に関わる内容の意見があり、鷺見よしみ委員（一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長）は、利用者の選択肢を増やすことの重要性を指摘した上で、「利用者にどのようなサービスが提供されているのか、実態をきちんと把握した上で検討を進める必要がある」と述べた。東憲太郎委員（公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長）は、「本来の必要数をシミュレーションすべき」と述べ、「その結果、今の目標数ほどは必要ない、という結果となることもあるのではないか」との考えを示した。齋藤訓子委員（公益社団法人日本看護協会 常任理事）は、診療報酬改定（集合住宅に対する訪問診療料の引き下げ）による影響への懸念を示した上で、24時間型のサービスを使い中重度の方々をみられるように、「利用者・事業所それぞれに Win - Win になる制度とすべき」と指摘した。

藤原参考人（久保田委員（一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事）代理）は、区分支給基準限度額に関する論点がサービスごとに掲げられていることについて、「個々の

サービスごとではなく全体のサービス利用状況を把握した上で議論すべき」と指摘した。

【定期巡回・随時対応サービス】

- 24 時間 365 日対応できる機能を維持しつつ、サービス提供実態に則った体制とする観点から、訪問看護事業所との連携、看護職員の配置要件、看護師によるアセスメントについてどう考えるか。
- 通所サービス利用時の報酬算定（減算）についてどう考えるか。
- 看取りに取り組む体制づくりを、さらにどう進めていくか。
- こうしたことと、区分支給限度基準額との関係についてどう考えるか。
- 地域の人的資源の有効活用を図る観点から、
 - ・ オペレーターについて、特に人材が不足する夜間・早朝等における配置基準や資格・兼務要件
 - ・ 特別養護老人ホームや老人保健施設による定期巡回・随時対応サービスへの参入促進に資する兼務要件についてどう考えるか。
- 介護・医療連携推進会議及び外部評価のあり方についてどう考えるか。
- 同一の集合住宅の利用者とそれ以外の住居の利用者に対するサービスの提供実態を踏まえ、介護報酬についてどう考えるか。
- 定期巡回・随時対応サービスの普及とあわせ、1 日複数回サービス提供する選択肢として、訪問介護における身体介護の 20 分未満の報酬区分についてどう考えるか。
- 定期巡回・随時対応サービスの普及を図る観点から、保険者やケアマネジャーの定期巡回・随時対応サービスに対する認知度の向上についてどう考えるか。

議論の中で、オペレーターの兼務要件はどこまで認める考えかとの質問があり、事務局からは、訪問介護で配置しているサービス提供責任者の役割を担っている部分について、切り分けていくような想定であるとの回答があった。

関連して、山際淳委員（民間介護事業推進委員会 代表委員）は、オペレーターの集約化は必要との考えを示し、資格要件についても見直すべきとの意見を述べた。

【小規模多機能型居宅介護】

- 今後、在宅において、重度の要介護者、認知症高齢者が増加が見込まれ、従来の「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援していく観点から、「訪問」の機能を強化する方策（25 名の登録定員の弾力化、人員配置の見直し等）についてどう考えるか。
- 看取りに取り組む体制づくりを、さらにどう進めていくか。

- こうしたことと、区分支給限度基準額との関係についてどう考えるか。
- 登録された利用者だけでなく、地域住民に対する支援を積極的に行うことができるようにする観点から、従事者の兼務要件などの緩和についてどう考えるか。
- 運営推進会議のあり方及び外部評価の仕組みについてどう考えるか。
- 看護職員の効率的な活用の観点から、他事業所との連携等による人員配置の見直しについてどう考えるか。
- 通所介護の見直しに関連し、小規模多機能型居宅介護の普及促進の観点から、小規模通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行できるよう、「宿泊」や「訪問」の機能を自らは持たずに本体事業所との連携により提供する形を認めることについてどう考えるか。
- 基準該当短期入所生活介護事業所の設置を促進する観点から、基準該当短期入所生活介護事業所が併設できるよう事業所等の対象を小規模多機能型居宅介護事業所にも広げること等についてどう考えるか。
- 事業所が併設されている集合住宅等の住民である利用者とそれ以外の利用者に対するサービスの提供実態を踏まえ、介護報酬についてどう考えるか。
- 事業開始時支援加算（平成 27 年 3 月 31 日まで）の扱いについてどう考えるか。
- 利用を促進する観点から、小規模多機能型居宅介護の利用にあたってのケアマネジメントのあり方についてどう考えるか。

内田千恵子委員（公益社団法人日本介護福祉士会 副会長）は、「（泊まりがあるサービスで）集合住宅に併設している意義がよくわからない。訪問を強化することは賛成できるが、それが可能となる報酬、裏付けとなる人員配置を含め検討すべき」と述べた。東委員は、小規模多機能型居宅介護のニーズの一部を「大規模多機能化している介護老人保健施設により補完できるところもある」と指摘した。

武久洋三委員（一般社団法人日本慢性期医療協会 会長）は、サービスの効果が高いことを指摘した上で、「規模が小さすぎて採算が取れず、定員の拡大が必要」とであると述べた。

ケアマネジメントの在り方について、内田委員は「内部のケアマネジャーのみとなると、外から見えづらくなるので、外部のケアマネジャーによる支援もあってよいのではないかと述べた。武久委員も小規模多機能に限らず「ケアマネジャーを細切れにすべきではない。在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、いずれも同じケアマネで対応できるようにすべき」との考えを示した。

【複合型サービス】

- 医療ニーズの高い利用者が地域での療養生活を継続するための支援の充実を図る（「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービス利用を組み合わせ

せ)という複合型サービス創設の趣旨から、以下のようなサービス実態についてどう考えるか。

- ・ 訪問看護の地域における展開について（指定有の事業所が約 6 割）
- ・ 複合型サービスにおける看護業務のあり方について（訪問看護指示書の利用者が 6 割以上を占める事業所が約 4 割）
- ・ 訪問看護指示書に基づく特別な管理や重度者対応のあり方について（特別管理加算の算定利用者が 2 割以上を占める事業所が約 3 割）

○ 開設時の公的支援や事業開始時支援加算の設定（平成 26 年度末までの時限措置）について、以下のような実態を踏まえてどう考えるか。

- ・ 利用者の医療ニーズに対応するための看護職員や介護職員の人件費の経営圧迫や、新規利用者の確保が困難な状況から安定的な経営が見込めないと捉えられていること
- ・ 開設前に訪問看護ステーションを運営していた事業所が、特に開設資金の調達や開設場所や物件の確保を困難と捉えられていること

○ 地域のニーズや運営実態より明らかとなった以下の指摘についてどう考えるか。

- ・ 登録利用者の定員についての柔軟な運用
- ・ 利用者の状態によっては福祉用具を併せて利用することで区分支給基準限度額を超えてしまうこと
- ・ 看護職員や介護職員の人材確保の困難等

○ 複合型サービスの事業実態（小規模多機能居宅介護事業所内での看護機能を補強したサービスタイプ、訪問看護ステーションに通いや泊まり機能を追加したサービスタイプ等）を踏まえ、今後のサービス普及に向けた事業展開の考え方を明確化し、その周知を図るべきではないか。

○ 集合住宅に併設された複合型サービス事業所の運営実態についてどう考えるか。

齋藤訓子委員は、日本看護協会で実施した複合型サービス事業所に対する調査結果の資料を提出し、在宅での療養継続や状態改善、看取りができた事例によりサービスの効果を紹介するとともに、課題として、サービスの趣旨の周知・理解、職員の確保、効率的な経営・運営方法のモデルがないことの 3 点を指摘した。

また、内田委員は、「小規模多機能事業所が、現状で診療所と連携をしていると、複合型サービスに移行する必要性を感じないとの意見を聞く。ニーズ調査をきちんとしていく必要があるのではないか。集合住宅に併設されていると、併設されている事業所以外のサービスを使いづらいということも見受けられるため、サービスの地域展開を重視すべきではないか」と指摘した。

【訪問看護】

○ 今後の高齢化に伴う訪問看護サービス需要の増大見込みに対し、その担い手である訪

問看護職員の確保が十分ではないという課題がある。一方、調査結果として、ケアマネジャーが訪問看護サービスの必要性を認めていたものの、実際には利用されなかった主な理由が利用者本人や家族の意向であったことに対し、訪問看護事業所の供給不足を理由とする割合が僅少であったという指摘がある。

これらを踏まえ、訪問看護サービスの将来ニーズも勘案しつつ、訪問看護職員の確保について地域のニーズも含め実態に即した推進が必要不可欠と考えるがどうか。その際、新たな施策の展開も必要と考えるがどうか。

- 訪問看護事業所のあり方について、以下のような実態を踏まえると、引き続き、規模拡大を推進すべきではないか。
 - ・ 訪問看護事業所の規模が大きいほど事業効率が高まる等により、看護師 1 人当たりの訪問件数、在宅における看取り件数、夜間・深夜・早朝訪問件数が増加し、利用者ニーズに合わせたサービス供給量が確保できている実態があること
 - ・ 介護現場で働く訪問看護職員の現状として、オンコール対応、給与の低さ、責任の重さなど様々な悩みを抱えている実態や、就業継続に重要な対策として、休暇の取得促進、仕事に見合った給与水準や教育・研修の充実などの必要性が指摘されていること
- 医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための基幹サービスとして、現在の訪問看護の医療ニーズへの対応力についてどう考えるか。特に、近年、利用者数、事業所数とも増加傾向にある中で、利用者に占める要介護 1・2 の相対的な増加をどう考えるか。
- 平成 26 年度診療報酬改定において、在宅医療を推進する観点から新設された「機能強化型訪問看護ステーション」について、次期介護報酬改定における対応をどう考えるか。

村上勝彦委員（公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長）は、特別養護老人ホームとの連携が必要ではないかとの考えを示し、そのためにも「施設内の看護職員の役割を適切に評価することが必要」であると述べた。

当日資料は <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000046669.html> に掲載されている。次回は、認知症への対応、高齢者のすまいを議題として、6 月 11 日に開催予定。

5. 全社協・平成 26 年度社会福祉法人広報強化セミナーの開催

全社協では、平成 26 年 7 月 29 日（火）～30 日（水）に「社会福祉法人広報強化セミナー」を開催いたします。

本セミナーは、社協・福祉施設において広報活動を具体的・実践的にすすめていくための知識・情報を理解するとともに効果的な広報戦略について学びあうことを目的としています。

なお、本セミナーは、今年度から社会福祉施設の広報活動担当者向けのコースを新しく設けています。

社会福祉法人は、公に属する非営利の社会的組織として位置づけられており、組織の事業や活動を広報・情報提供することは重要な課題です。

広報活動を効果的・効率的に行うためのノウハウや広報戦略を学び、実践するために、本セミナーの受講を検討ください。

開催要綱および申込書は下記よりダウンロードいただけます。

<http://zenshakyo.net/download/kaisaiyoko.pdf>

6. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算ハンドブック」について

全社協・社会福祉施設協議会連絡会が発行した「戦略的な情報公開に備える社会福祉法人決算ハンドブック」を、5月15日（水）に会員法人宛に1部ずつ送付させていただきました。

本ハンドブックは、平成26年4月に開催した「社会福祉法人経営セミナー」の講義内容を整理・編集したものであり、社会福祉法人に対する正しい理解と支持を得ていくために、①社会福祉法人が今なすべきこと、②財務情報にとどまらない積極的な情報公開に向けた実務、の2点について要点をまとめた内容となっています。

追加をご希望される場合には、1部500円（税・送料込み）にて頒布いたします。別添申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX（03-3581-7928）にてお申し込みください。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）